

daily コラム

2023年7月26日(水)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

災害に遭った時の 個人の税の減免措置

日ごろの備えは十分ですか？

ご存じの通り、日本は天災が多い国です。今年も大きな地震や風水害がすでに発生している地域があります。被害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。

やはり災害については日ごろからの防災意識が肝要です。自治体が公表しているハザードマップを一度眺めるだけでもいざという時の対応に差が出ます。ぜひ一度、ご確認いただければと思います。

災害を受けた時の税の軽減・免除

災害によって住宅や家財に被害を受けた時は、雑損控除と災害減免法の所得税の軽減免除のどちらかが適用できます。それぞれ計算方法や適用条件が異なるので、見てみましょう。

雑損控除の計算方法

(災害金額＋災害等関連支出の金額－保険金等)－総所得金額等の10% 又は
(災害関連支出の金額－保険金等)－5万円のいずれか多い方の金額

雑損控除の特徴

所得金額の合計額等による適用上限が無い
当年の所得から引き切れなかった場合は繰越控除が可能 (最大3年間)

盗難や横領についても適用可能

災害減免法の所得税の減免の計算方法

所得金額 500 万円以下：所得税全額免除

500～750 万円以下：所得税 1/2 軽減

750～1,000 万円以下：所得税 1/4 軽減

災害減免法の所得税の軽減免除の特徴

所得 1,000 万円以上の場合適用できない

損害額が住宅または家財の価額の 1/2 以上でないと適用できない

住民税の扱いはどうなる？

住民税にも雑損控除はありますから、所得税同様に税の計算に適用されます。地方税の減免措置については所得税の減免を定めている「災害減免法」とは異なり「地方税法」の管轄になっており、各自治体の条例により定められることになっています。総務省の自治体への技術的助言を見てみると、損害額が住宅又は家財の50%超では所得税の減免計算と同様ですが、損害が30%程度でもある程度減額が受けられる設計になっているようです。



災害に遭った後はとても税のことまで気が回りませんから、少し経った後に周囲の人が教えてあげると良いかもしれません。